

埼玉県県民生活部青少年課

平成22年12月4日(七)

閲覧制限「法規制強化を」

携帯の有害情報 知事ら内閣府に要望

携帯電話でインターネットの有害情報を見られないようとするフィルタリング（閲覧制限）をめぐり、上田知事ら9都県市の知事や市長が3日、内閣府を訪れ、法律による制限の強化を求める要望書を提出した。

青少年インターネット環境整備法で、18歳未満の子どもが使う携帯電話には、保護者の申し出がない限り、フィルタリング機能を付けることが携帯電話会社に義務づけられている。こうした中、埼玉県は10月、県青少年健全育成条例

を改正し、書面による申し出や携帯電話会社側の説明義務などの3項目を設けたが、「条例で規制を強化しても、会社が県外では規制できない」などとして、9都県市に対し、全国的な法規制強化の必要性を訴えていた。

要望書は、フィルタリング機能の解除基準の厳格化や、会社側の説明の徹底、新しい携帯ネット媒体への対応などを求めている。

昨年の県教委の調査によると、高校2年生の携帯電話所持率は96・4%で、こ

のうち、フィルタリング機能利用率はわずか17・7%

だった。

のうち、九都県市長で組織している「九都県市首脳会議」は3日、内閣府とネットの有害情報から青少年を守る取り組みに関する要望を行った。同会議を代表して上田清司知事が内閣府を訪れ、岡崎トミ子内閣府特命担当大臣に要望書を提出し

有害情報から青少年
守る取り組みを要望

九都県市首脳会議

埼玉県やさいたま市などの

市首脳会議は3日、内閣府と

総務省などに対し、インタ

ネットの有害情報から青少

年を守る取り組みに関する要

望を行った。同会議を代表し

た上田清司知事が内閣府を訪

れ、岡崎トミ子内閣府特命

担当大臣に要望書を提出し

た。

青少年の携帯電話使用に關

しては保護者や販売店の責務

を定め、フィルタリングサ

ーピス解除の厳格化を求めた。

スマートフォンをはじめとし

た新たなインターネット媒体

の普及など、接続環境の変化

への対応を図ることなどを要

望した。

（砂生敏一）

読売新聞

埼玉新聞